

運用指針

第2条 - イ

地権者、関係機関などへの提案および協議

地元との協議による
横断構造物(パイプカルバート)の見直し

北関東自動車道太田桐生IC～岩舟JCT(仮称)間位置図

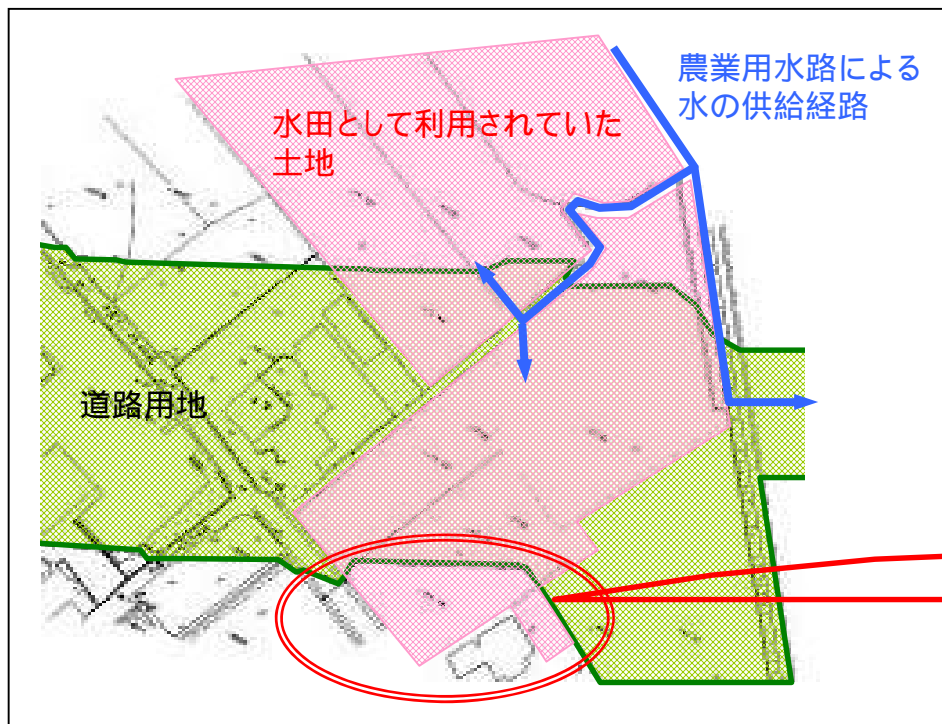


北関東自動車道太田桐生IC～岩舟JCT(仮称)間の概要

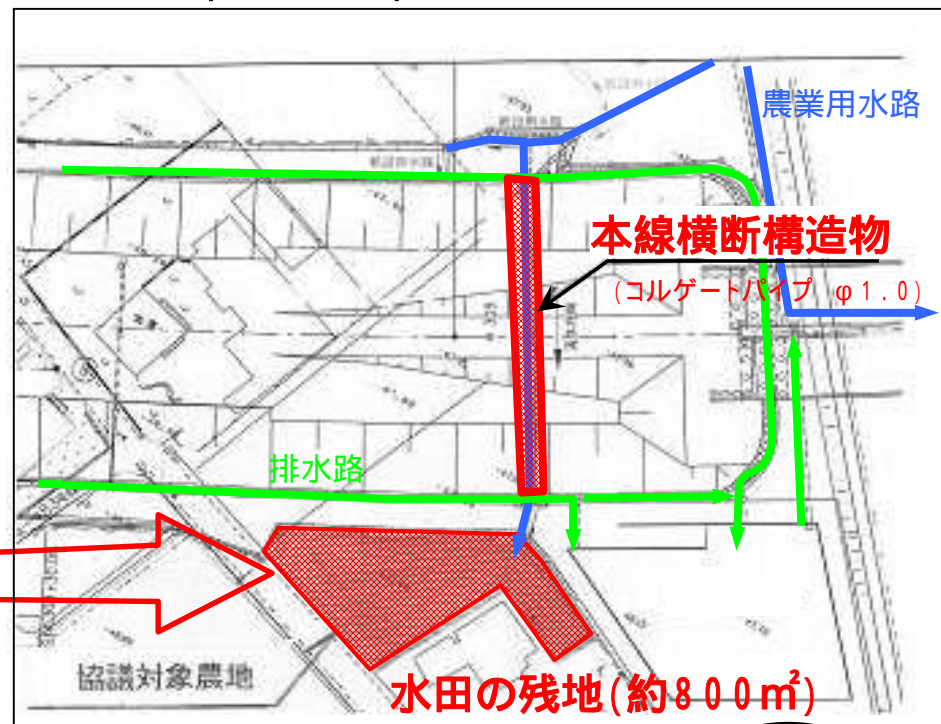
- ・群馬、栃木、茨城3県の主要都市と常陸那珂港を結ぶと共に、東京から放射状に伸びる関越道、東北道及び常磐道と連結して高速道路ネットワークを強化する路線である。
- ・本区間の開通により、東北道と常磐道がつながり、栃木県と茨城県の移動距離・時間が大幅に短縮される。

当初計画〔横断構造物(パイプカルバート)〕

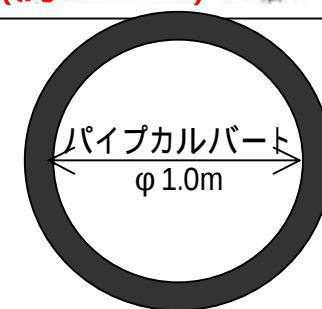
工事着手前の利用状況



当初計画(設計協議)



高速道路の計画により、水田の残地が残るため地権者と協議を実施した結果、水田のための農業用水の供給が必要であることを確認



農業用水の供給(機能補償)のため、横断構造物(パイプカルバートφ1.0m)を計画

横断構造物(パイプカルバート)の見直し経緯

平成17～18年頃、対象農地が水田から畑に転作されていることを確認

・畑だと水田のように常時給水の必要がないことに着目

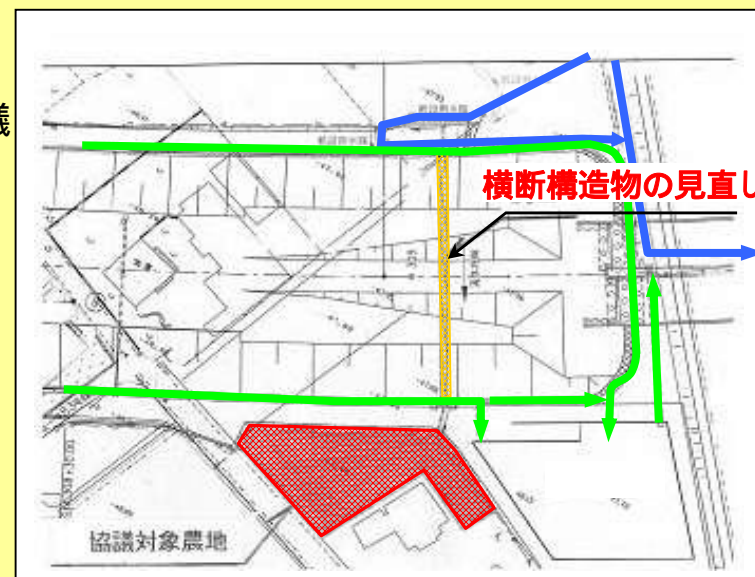
横断構造物(パイプカルバート)の見直しを検討

[取組み] 見直しにあたり、水利組合および地権者の同意を再度得る必要がある

協議経緯

- H12.2.14 設計協議確認書の締結(当初)
- H18.6~7 地権者へ横断構造物(パイプカルバート)の見直しについて協議
- H18.7.12 水利組合へ見直しについて協議
- H18.7.14 太田市へ見直しについて協議
- H18.7.14 地権者と横断構造物(パイプカルバート)の見直しに伴う同意書を取り交わす
- H18.8.7 水利組合と設計協議確認書の変更についての協議、確認

本線横断管渠(パイプカルバート)の見直しについて丁寧に協議を行った結果、水利組合および地権者から同意を得る



横断構造物(パイプカルバート)を見直したことによる材料費および施工費の縮減

経営努力要件適合性について

地権者及び関係機関と協議を行い、同意を得て、**横断構造物(パイプカルバート)**を見直したことは、**会社の主体的な協議**によるものである。

運用指針第2条第1項第1号イに該当

申請された会社の経営努力
横断構造物(パイプカルバート)の見直したことによる材料費および施工費の縮減

助成金交付における経営努力要件適合性の認定に関する運用指針（抜粋）

第二条 経営努力要件適合性の認定基準

機構は、助成金交付申請をした高速道路会社の主体的かつ積極的な努力による次の各号に掲げる費用の縮減（適正な質や管理水準を確保したものに限る。）について、経営努力要件適合性の認定を行うものとする。

次に掲げるいずれかにより、道路の計画、設計又は施工方法を変更したことによる費用の縮減。

イ. 地権者、関係機関などへの提案および協議